

薬生食監発 0401 第 5 号
令和 2 年 4 月 1 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

農林水産物及び食品の促進に関する法律の施行に伴う輸出証明書の発行等に
係る手続規程の留意事項について

標記については、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号）が令和 2 年 4 月 1 日から施行され、同報に基づく輸出証明書の発行等に係る手続が「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に係る手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）に定められ、通知されるとともに、農林水産物及び食品の輸出手続きに関する通知が廃止されたところですが、輸出先国の水産食品衛生関係規定（以下、「衛生規定」という。）の改正等を踏まえ、下記の事項について従前の規定を見直すとともに、新たに輸出食肉製品の取扱要綱を策定しましたので、御了知いただくとともに、貴管内関係者への周知のほど、よろしく申し上げます。

記

1. アメリカ合衆国向け輸出水産食品の取扱要綱

- (1) 認定施設の認定等に係る手続を行う機関について、都道府県等衛生部局が手続を行わない場合には、地方厚生局が行うこととしたこと。
- (2) アメリカ合衆国が定める衛生規定の改正を踏まえ、一般衛生管理基準（アメリカ合衆国向け輸出水産食品の取扱要綱の別添 1）を変更したこと。
なお、施設の監視等において、適合しない項目が認められた場合には、措置の完了期限を設け、改善を指導すること。

2. 英国、欧州連合、スイス及びノルウェー向け輸出水産食品の取扱要綱

- (1) 認定施設の認定等に係る手続を行う機関について、都道府県等衛生部局が手続を行わない場合には、地方厚生局が行うこととしたこと。
- (2) 英国、欧州連合、スイス及びノルウェー（以下「EU等」という。）向け輸出水産食品の原材料として、EU等以外の国・地域へ輸出される水産食品に係る衛生証明書の様式を定めたこと。
- (3) 欧州連合が定める衛生規定の改正を踏まえ、発行申請書様式等を変更したこと。
- (4) 輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）による衛生証明書発行申請において、申請書を提出する者が輸出者と異なる場合には、初回に輸出者が作成した委任状の添付を求めることとしたこと。

3. 中華人民共和国向け輸出水産食品の取扱要綱

- (1) 認定施設の認定等に係る手続を行う機関を厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課（以下「食品監視安全課」という。）から地方厚生局健康福祉部食品衛生課（以下「地方厚生局」という。）及び都道府県等衛生部局に変更したこと。

中国政府への認定施設の登録要請は、概ね3か月毎に行うこととしており、3月、6月、9月及び12月の末日まで施設認定機関から食品監視安全課に提出された申請について、その翌月に中国政府に送付することとしていること。

なお、本年3月31日までに食品監視安全課に施設登録申請書が提出されたものについては、食品監視安全課において認定要件の審査等を行うこと。

- (2) 認定施設の登録を中国政府に要請する際に、輸出品目等及び加工工程の記載が必要となったことから、施設認定申請書等の様式を変更したこと。

なお、既に認定された施設についても、中国政府から輸出品目等及び加工工程の提出を中国政府から求められていることから、近日中に、食品監視安全課から各認定施設に対して、関係情報の提出を依頼する予定であること。

- (3) 衛生証明書の発行申請について、輸出者があらかじめ委任状を衛生証明書発行機関に提出しておくことにより、施設認定者が申請できることとしたこと。
- (4) 輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）による衛生証明書発行申請において、申請書を提出する者が輸出者と異なる場合には、初回に輸出者が作成した委任状の添付を求めることとしたこと。

4. 大韓民国向け輸出水産食品の取扱要綱

(1) 大韓民国が定める衛生規定の改正を踏まえ、水産物製造業所衛生管理基準（大韓民国向け輸出水産食品の取扱要綱の別添2）を変更したこと。

なお、施設の監視等において、適合しない項目が認められた場合には、措置の完了期限を設け、改善を指導すること。

(2) 認定施設の登録を韓国政府に依頼する際、施設認定責任者名、導入している食品衛生システム等の記載が必要となったことから、施設認定申請書等の様式を変更したこと。

(3) 輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）による衛生証明書発行申請において、申請書を提出する者が輸出者と異なる場合には、初回に輸出者が作成した委任状の添付を求めることとしたこと。

5. ブラジル向け輸出水産食品の取扱要綱

(1) 施設の認定及び衛生証明書の発行について、登録認定機関に加え、地方厚生局を追加したこと。

(2) ブラジル政府への品質表示ラベルの登録申請にあたり、証明書発行機関が行っていた記載内容の確認手続が不要となったことから、当該手続を削除したこと。なお、事業者は、輸出にあたり、ブラジル政府に登録手続を完了しておく必要があること。

(3) ブラジル側に認定施設の登録を依頼する際、輸出品目の分類等の記載が必要となったことから、施設認定申請書の様式等を変更したこと。

(4) 輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）による衛生証明書発行申請において、申請書を提出する者が輸出者と異なる場合には、初回に輸出者が作成した委任状の添付を求めることとしたこと。

6. ベトナム向け輸出水産食品の取扱要綱

(1) 衛生証明書の発行申請について、輸出者があらかじめ委任状を衛生証明書発行機関に提出しておくことにより、施設認定者が申請できることとしたこと。

(2) 輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）による衛生証明書発行申請において、申請書を提出する者が輸出者と異なる場合には、初回に輸出者が作成した委任状の添付を求めることとしたこと。

7. インド向け輸出水産食品の取扱要綱、台湾向け輸出水産食品の取扱要綱、シ

ンガポール向け輸出ふぐの取扱要綱、ニュージーランド向け輸出二枚貝の取扱要綱、マレーシア向け輸出畜水産食品の取扱要綱及びメキシコ向け輸出水産食品の取扱要綱

輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）により衛生証明書発行申請において、申請書を提出する者が輸出者と異なる場合には、初回に輸出者が作成した委任状の添付を求めることとしたこと。

8. 輸出食肉製品の取扱要綱

食肉製品について、各国への輸出基準の共通要素を基準とし、これらに適合した施設を輸出食肉製品取扱施設として認定するための手続を「輸出食肉製品の取扱要綱」として定めたこと。また、認定施設の所在地を管轄する都道府県等に、認定施設において食品衛生法に違反する事例等があった場合は、直ちに当該施設の所在地を管轄する地方厚生局に通報すること。

9. シンガポール向け輸出食肉製品の取扱要綱

8. の輸出食肉製品取扱施設の認定を受けていることを、シンガポール向け輸出食肉製品取扱施設の要件の1つとしたこと。

10. 政府間の取り決めによらない輸出国向け輸出食品の取扱要綱

政府間協議に基づく証明書様式等の取決めがない場合であっても、事業者から求めがある場合に、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課で証明書を発行できることとしたこと。

都道府県等衛生部局におかれては、事業者の利便性の観点から、引き続き、本要綱に準じて証明書の発行に対応いただきたいこと。